

**申請に対する処分個別票**

所管局部課（担当）名 (電話番号)	経済戦略局産業振興部産業振興課 (06-6615-3781)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	中小小売商業振興法に係る店舗集団化計画の認定
概要	中小小売商業振興法では、商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等の整備等の事業の実施を円滑にし、中小小売商業者の経営の近代化を促進すること等により、中小小売商業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。
根拠法令等及び条項	中小小売商業振興法第4条第2項
審査基準	・事業協同組合等が、新たにまとめた区域（一の団地）に店舗、アーケード、街路灯、その他の施設又は設備を設置する事業について店舗集団化計画を作成し、これを法令等の基準に基づき認定する。（法第4条第2項）
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	経済戦略局産業振興部産業振興課
提出時期	随時
提出方法	認定申請書、当該店舗集団化計画について議決した総会議事録、定款、組合員名簿（詳細記載あり）、事業計画書、收支予算書、設置する施設又は設備の配置及び構造を示す図面、同法施行規則第1条第2項第6号に規定する場合にあっては同号に規定する書面を大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課に提出してください。
手数料	なし
相談窓口	経済戦略局産業振興部産業振興課
ホームページ	
備考	